

脊振山系鳥獣処理加工センター

佐賀県 吉野ヶ里町



1

施設位置図



2

施設概要

名 称: 脊振山系鳥獣処理加工センター

所在地: 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈10-2

床面積: 132㎡

構 造: 木造平屋建築

5部屋: 洗浄室・解体処理室・製品加工包装室・出荷室・事務室

収容備品: プレハブ冷蔵庫・プレハブ冷凍庫・熟成庫・冷蔵庫・
冷凍庫・製氷機・金属探知機・真空包装機等

3

施設建設目的

吉野ヶ里町では有害鳥獣による農産物等への被害を軽減するために、有害鳥獣駆除(イノシシ、アライグマ、カラス等)を行っており、特に有害駆除で捕獲したイノシシは捕獲地(主に山林)等に埋葬していた。

埋葬に係る労力軽減及び駆除効率の向上を目的とし、処理施設を建設。

捕獲したイノシシを処理(廃棄処分)するだけでなく、副産物として食肉利用(ジビエ)することによって、住民・狩猟者・町が一丸となって有害鳥獣被害対策に取り組む体制を推進していく。

運営詳細

運営者：一般社団法人脊振山系鳥獣処理加工センター

※吉野ヶ里町及び神埼市の神埼地区猟友会で組織した一般社団法人に管理・運営委託契約

処理対象：駆除対象有害鳥獣

加工対象：イノシシ

許可関係：食肉処理業・食肉販売業

衛生管理責任者・仮設営業許可

搬入個体：吉野ヶ里町及び神埼市内で捕獲されたイノシシ

搬入頭数：500頭～800頭

処理頭数：3割目標 ※現状1割7分程度

5

建設概要

平成27年12月補正後、測量・基本設計

平成28年度用地買収・建築実施設計・造成

平成29年10月着工

平成30年3月竣工

建設費：約6,000万円（設備含む）

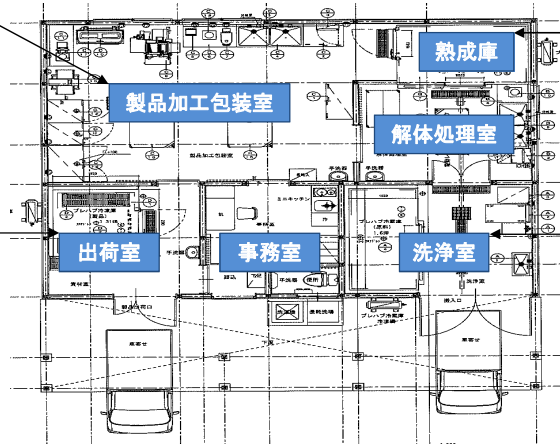
財源：五ヶ山ダム水源地域振興基金

鳥獣被害防止総合対策交付金686千円（プレハブ冷蔵庫）

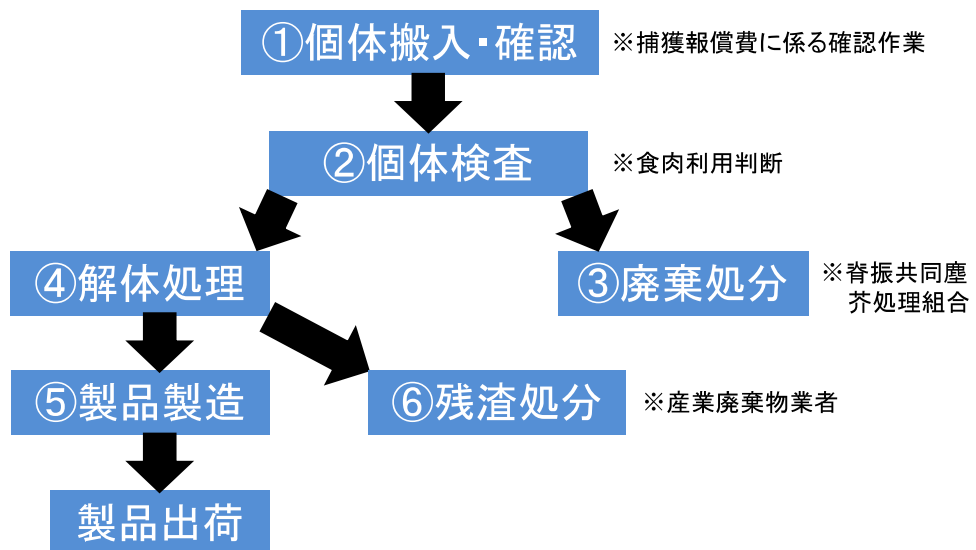
6



平面図



業務フロー図



① 個体搬入・確認



町が指定する搬入確認者が個体の搬入確認を行う。

② 個体検査

異常確認記録簿で問題のないものについてのみ精肉処理を行う。

※国のガイドラインに沿った確認表

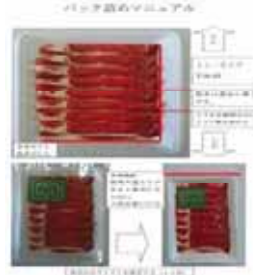
③ 廃棄処分 ⑥ 残渣処分



廃棄処分
⇒一般廃棄物として脊振塵芥へ

精肉残渣
⇒産業廃棄物として産廃業者へ

⑤ 製品製造



マニュアルに沿って商品を生産し、均一な商品を作成。

製品一覧



バラ



ロース



切り落とし

その他
モモ
カタ
カタロース
カレー用
ヒレ



搬入規則

- ・止め刺し及び血抜き後、1時間以内に搬入。
- ・受け入れは原則8時30～12時。
- ・買取及び処分費徴収なし。
- ・神埼地区駆除隊は利用料免除。(施設管理条例)
- ・捕獲報償費の対象とするためには持ち込みが必要。

13

販売先一覧

◎吉野ヶ里町内

- ☆さざんか千坊館(道の駅)
- ☆山茶花の湯
- ☆吉野麦米
- ☆アスタラビスタ吉野ヶ里店(予定)

◎神崎市

- ☆吉野ヶ里遊学館
- ☆高取山公園わんぱく館

◎佐賀県内イオングループ

- ☆県内マックスバリュ4店舗(基山店、唐津店、南佐賀店、伊万里駅前店)
- ☆県内イオン1店舗(唐津店)

14

吉野ヶ里町有害鳥獣鳥獣対策

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金事業
⇒イノシシ・小動物用箱罾、研修会開催、ワイヤーメッシュ柵
- ・佐賀県イノシシ等被害防止対策事業
⇒有害鳥類駆除委託費補助・捕獲班設置補助
- ・有害捕獲(捕獲報償費)
⇒佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
(佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町)
- ・町単独事業
⇒電気牧柵購入費補助、新規狩猟免許取得補助

15

鳥獣捕獲実績

(頭)

捕獲鳥獣	平成25年	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	42	103	175	97	135
アライグマ	13	4	15	52	36

被害金額

(千円)

鳥獣名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
イノシシ	1,058	1,070	1,192	893	764

有害駆除従事者

(名)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
従事者数	11	11	14	15	19

16

吉野ヶ里町・神崎市イノシシ捕獲実績

(頭)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
吉野ヶ里町	42	103	175	97	135
神崎市	266	449	619	420	462

ジビエ利用実績

※平成31年1月現在

	平成30年度				
イノシシ捕獲数	710頭				
ジビエ利用数	119頭				
ジビエ利用率	16.8%				

有田町有害鳥獣保管冷凍庫について

●経緯

佐賀西部地域（伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・有田町・大町町・江北町・白石町・太良町）において、佐賀西部クリーンセンターが建設（平成 28 年 1 月稼動）されたことに伴い、有田町クリーンセンターは廃止。これまで有田町クリーンセンターに搬入されていた有害鳥獣については、処理先の確保が必要となった。

●有田町リサイクルプラザに設置した理由

ハラサンギョウの運搬車へ鉄缶を積み込む作業は有田町で行うこととなり、積み込みにはフォークリフトが必要である。有田町クリーンセンター（可燃物処理施設）は廃止されるが、有田町リサイクルプラザ（カン・ビン・ペットボトル等処理施設）は継続して稼動しており、処理にはフォークリフトを使用している。

●初期費用

冷凍庫：3,558,500 円

屋根：1,285,200 円

電気工事：684,180 円

鉄缶（5 個）：584,820 円 合計：6,112,700 円

●通年の費用

※平成 28 年度 1 年を通しての実績

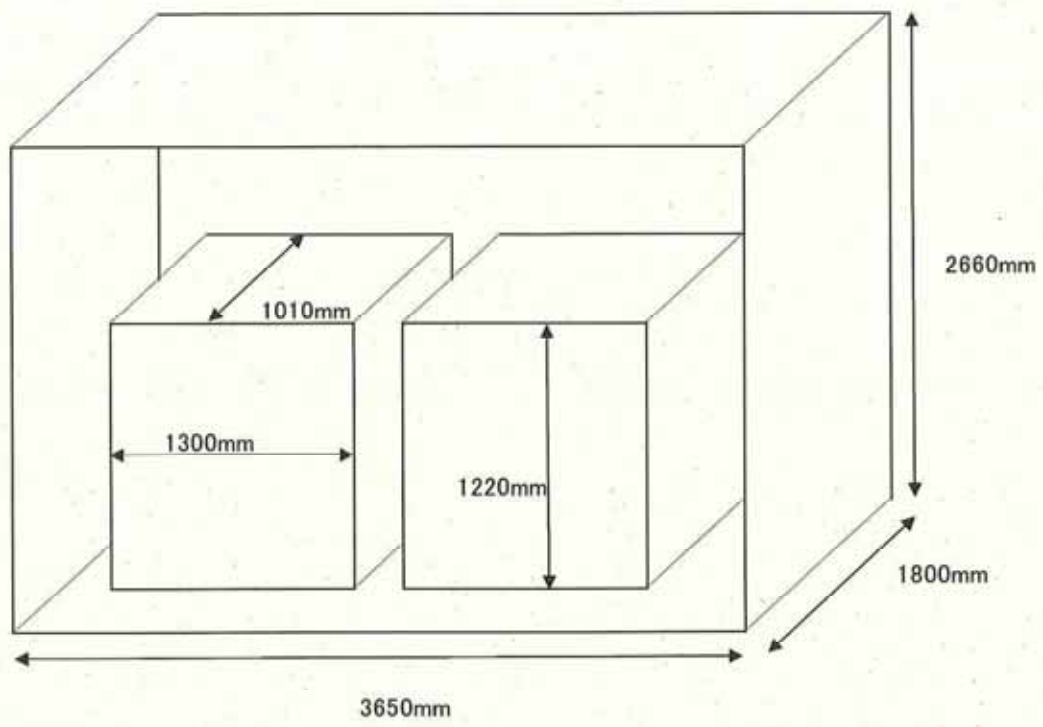
電気代 362,220 円

委託費 2,013,336 円

※平成 29 年度 1 年を通しての実績

電気代 376,015 円

委託費 989,820 円



鉄缶の重さ・・・1基 240kg

平成31年度における有害鳥獣対策の取組

【 H31 県当初予算 H30 県当初]
 県計 384 百万円 379 百万円
 (国庫 321 百万円 313 百万円)

有害鳥獣による農作物被害を効果的に減らすには、

鳥獣の特性を把握した上で、

・ 地域（集落や部会など）がまとまって

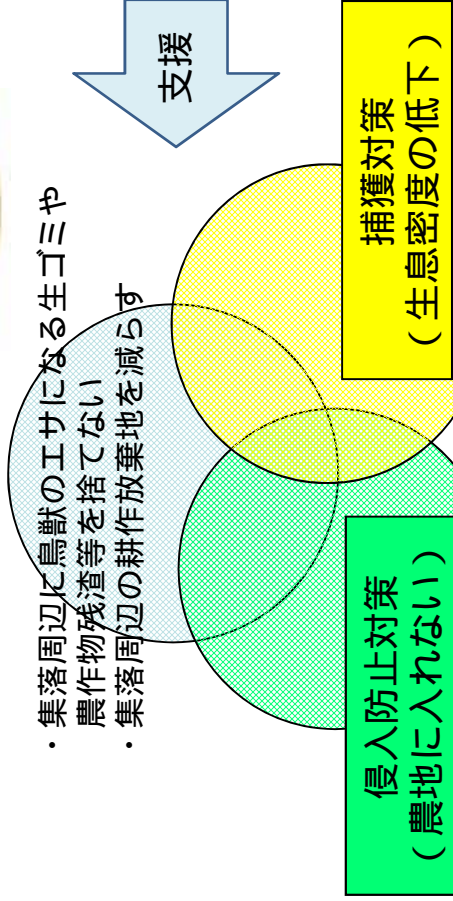
・ 3 つの対策をバランス良く実施

することが重要！



**棲み分け対策
 (集落に近づけない)**

- ・ 集落周辺に鳥獣のエサになる生ゴミや農作物残渣等を捨てない
- ・ 集落周辺の耕作放棄地を減らす



**侵入防止対策
 (農地に入れない)**

- ・ 集落単位でワイヤーメッシュなどを張る
- ・ 張った後の適切な管理



**捕獲対策
 (生息密度の低下)**

- ・ 集落周辺等を効率的に捕獲する
- ・ 集落内で捕獲者を育成



支援

有害鳥獣被害防止対策推進費

3,780 千円
 (国庫 655 千円)

専門技術員による「棲み分け対策」、「侵入防止技術」などのきめ細かな指導
 イノシシ等被害対策重点集落の設置
 有害鳥獣対策指導員の育成
 カラスの捕獲対策の強化(捕獲強化月間)
 被害対策技術の研修会開催

県単

有害鳥獣対策整備費

159,844 千円
 (国庫 154,771 千円)

侵入防止柵(ワイヤーメッシュ防護柵、電気牧柵等)、箱わななどの整備、協議会の開催、捕獲者の育成などへの補助

有害鳥獣処理加工施設整備への県費上乘せ補助【新】

国庫補助の要件を満たさない電気牧柵への補助
 (離島に限りワイヤーメッシュ防護柵も対象)
 国庫要望箇所で、補助対象とならなかったワイヤーメッシュ防護柵、電気牧柵、わなへの補助
 (ただし、市町が1/4以上補助することが条件)

県単

有害鳥獣被害防止対策事業(県単)

54,634 千円

地域の協議会への支援

- ・ 捕獲報償金の交付への補助(イノシシ・アライグマ)
- ・ 捕獲委託への補助、**捕獲班の設置への補助【拡充】**

県単

有害鳥獣被害防止対策事業(国庫)

165,600 千円
 (国庫 165,600 千円)

地域の協議会への支援

- ・ 緊急捕獲活動への直接支援

生産支第 2545 号
平成 31 年 2 月 6 日

各市町長 様
各地域鳥獣被害対策協議会会長 様

佐賀県農林水産部長
(公 印 省 略)

捕獲した野生鳥獣の適正な処理について（通知）

このことについて、別添のとおり、九州農政局農村振興部長から通知がありましたので、捕獲した野生鳥獣の適正な処理についてよろしくお願いします。

担 当：佐賀県 農林水産部 生産者支援課
鳥獣対策担当 宮原
TEL：0952 - 25 - 7113
Email：miyahara-masaaki@pref.saga.lg.jp

30九振第1912号
平成31年1月28日

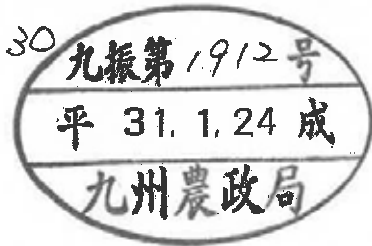
佐賀県農林水産部長 殿

九州農政局農村振興部長

捕獲した野生鳥獣の適正な処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成31年1月24日付け30農振第2812号をもって、農村振興局農村政策部農村環境課長から周知がありましたので、ご了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施につき、ご指導をお願いします。
なお、貴県管内の市町に対しては、貴職から周知願います。

担 当：農村振興部農村環境課
鳥獣被害指導係 古賀
TEL(096)300-6447（直通）



30農振第2812号
平成31年1月24日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

捕獲した野生鳥獣の適正な処理について（通知）

近年、野生鳥獣による被害は、農作物の被害に留まらず、生態系、生活環境など広い範囲に及んでおり、環境省、農林水産省では、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日）を策定し、ニホンジカ、イノシシの生息数を10年間で半減させる目標を掲げるとともに、この達成に向け、都道府県、市町村による捕獲の強化を図っているところです。

このような中で、捕獲頭数の増加に伴い、処理体制の構築が十分でない等の理由により、捕獲した野生鳥獣の適正な処理が滞る地域も見受けられます。

つきましては、捕獲した野生鳥獣の適正な処理に向け、下記について、貴管下県に対して周知するようお願いいたします。

なお、本通知については「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）を所管する環境省と連携、調整の上発出していることを申し添えます。



記

1. 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条において捕獲現場での鳥獣の放置等は禁止されており、また、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 28 年環境省告示 100 号）において、捕獲物等については鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理することとしています。
2. 市町村が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条に定める被害防止計画を作成する際には、捕獲した野生鳥獣の処理体制について、市町村廃棄物担当部局等関係部局間で十分に調整を行った上で捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項を定めるとともに、当該処理体制について、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知徹底をお願いします。
また、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産省生産局長通知）に定める協議会（以下「協議会」という。）が主体となっていく捕獲事業によって捕獲された鳥獣の処理については、事業実施主体である協議会の構成員である市町村等が廃棄物の排出者として、責任を持って適正に処理する必要があることから、捕獲事業の実施に当たっては、計画段階より市町村廃棄物担当部局と捕獲後の処理について調整を図るようお願いします。
3. なお、効率的に処理するために必要な減容化施設及び焼却施設等の処理施設を整備する場合には、当省においても鳥獣被害防止総合対策交付金の活用が可能であるため必要に応じて検討願います。

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年及び28年に改正。
- この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成

＜被害防止計画を作成した市町村に対し、必要な支援措置を実施＞

制定時（H19）の主な措置

【財政支援】
特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。

【権限委譲】
市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

【人材確保】
鳥獣被害対策実施部隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

これまで改正（H24、26、28）で追加された主な措置

一定の要件を満たす、

- ① 鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』
- ② 鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成33年12月3日までの間』※

銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除。

※ 平成24年改正で『平成26年12月3日までの間』とされていたものを、平成26年改正で2年間延長され、平成28年改正でさらに5年間延長。

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる旨を明記。（H24改正時）

目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記するとともに、食品としての利用等を推進するため、人材育成や関係者間の連携強化に必要な施策等を国等が講ずる旨の規定を新設。（H28改正時）

市町村が必要と認める場合、鳥獣被害対策実施部隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならぬ旨の規定を新設。（H28改正時）

○ 特別交付税の対象経費

駆除等経費（交付率8割）	柵（防護柵、電気柵等）、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費（" 5割）	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費（" 5割）	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

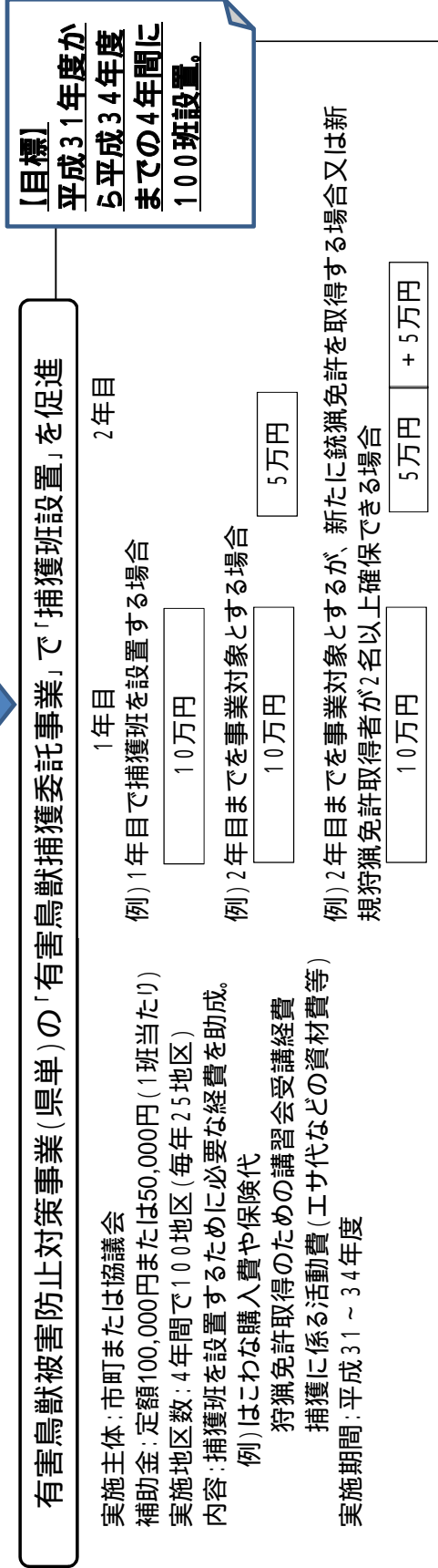
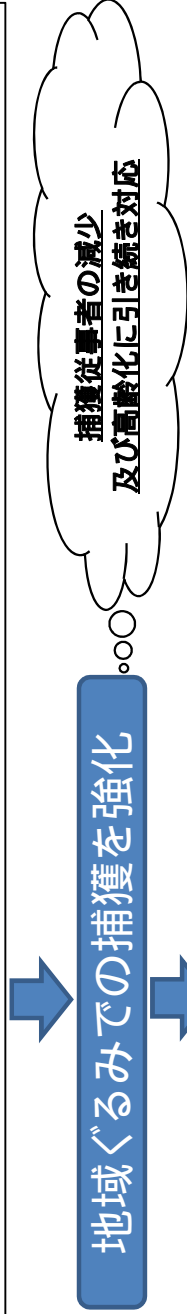
（注）下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割

< H31拡充 > 捕獲班設置の促進 (「さがの元気な中山間地域づくり対策」のメニューの一つに位置付

県内の狩猟免許取得者のうち、60歳以上の割合が65% (H30) (70歳以上は32%) となっており、各地域において有害鳥獣の捕獲従事者の減少や高齢化が進展する中で、必要な人材の確保や捕獲技術の継承を図っていくためには、免許を持たない者も含めた地域ぐるみでの捕獲体制の整備が重要。このため、県では、「第11次鳥獣保護管理事業計画」において、補助者制度の活用による「捕獲班の設置」を推進し、平成28～30年度までの間、このモデル的な取組を支援するための補助制度を創設。平成30年度までに12市町23地区で捕獲班が設置されているところ。

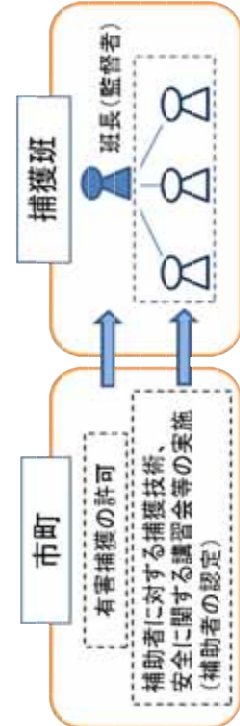
この補助制度については、平成30年度でいったん区切りを迎えているが、捕獲従事者の確保・育成は、引き続き、本県の鳥獣被害防止を図っていく上で重要な取組であることから、次期総合計画期間である平成31年度から平成34年度までの4年間に、さらに採択地区数を拡充 (H28～30:3年間で各市町に1地区ずつ H31～34:4年間で100地区(毎年25地区)) して支援を実施する。

補助者制度・銃器を使用しない捕獲班(わな)を組織し、狩猟免許所持者(実際に捕獲する者)の補助者として、見回りやわなのエサまき等の活動をする場合は、狩猟免許は不要とする。

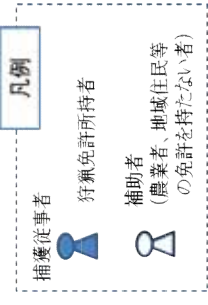
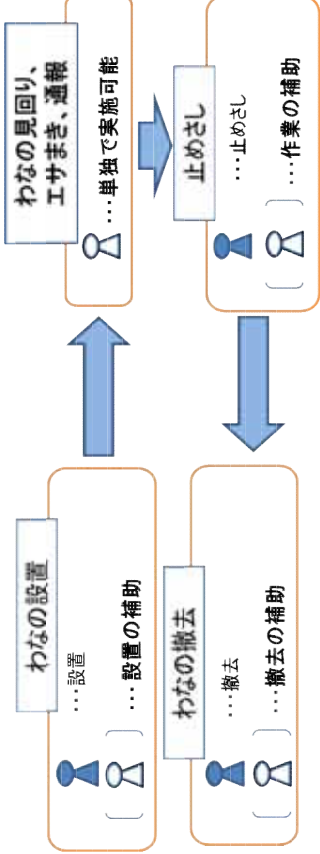


捕獲班のイメージ図

実施体制



補助者の役割



4 中山間地域所得向上支援対策＜一部公共＞

【平成30年度2次補正予算額 28,000百万円】
 (優先枠等を設けて実施)

＜対策のポイント＞

中山間地域において、**収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組み**場合に、**所得向上に向けた実践的な計画策定**、**水田の畑地化等の基盤整備**、**生産・販売等の施設整備等を総合的に支援**します。

＜政策目標＞

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、次のいずれかの目標を設定。
 ○販売額の10%以上の増加 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、市町村等が策定した所得向上計画に基づき、支援事業の実施及び関連事業の優先採択を行います。なお、計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

中山間地域所得向上支援事業

- 生産～加工～流通～販売の各行程において、地域自らが選択し実施する、**基盤整備や施設整備等の各種事業をワンストップで総合的に支援**します。
- ① 所得向上推進事業
農産物の販売戦略の策定など販路拡大の取組等を支援します。
- ② 基盤整備
中山間地域の実情に応じた、農地整備、水利施設の整備等を支援します。
- ③ 施設整備等
集出荷・加工施設の整備等を通じた収益性の高い農産物の生産拡大、鳥獣被害防止施設の整備による農作物被害の防止等を支援します。

※このほか、関連事業による優先枠を設定

＜事業の流れ＞

(※事業メニューにより異なる)



＜事業イメージ＞

中山間地域所得向上支援事業 [80億円]

中山間地域の所得向上に向け、必要な取組①～③を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域

① 所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施主体〕 地方公共団体 [補助率] 定額 (最大500万円/地区)

② 基盤整備

- ・水田の畑地化
- ・農業用排水施設整備等



〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等
 [補助率] 55% 等

施設整備

- ・集出荷・加工施設の整備
- ・鳥獣侵入防止柵整備等



〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体、鳥獣被害対策協議会等
 [補助率] 50%以内 等

③ 施設整備等

- 〔高収益農産物の生産〕
- ・導入1年目の種子・肥料等資材購入等



- 〔高付加価値化〕
- ・販売力強化
- ・加工品等商品開発等



関連事業による優先枠の設定 [200億円]

中山間地域所得向上計画を策定した地域は、以下の関連事業において優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

生産支第2618号
平成31年2月15日

各市町鳥獣行政担当課長 様

佐賀県農林水産部生産者支援課長
(公 印 省 略)

豚コレラ発生に伴う死亡野生イノシシへの対応手順の確認について（通知）

先般、岐阜県をはじめとする5府県において豚コレラの発生が確認され、岐阜県及び愛知県では野生イノシシにおいても感染が確認されているところです。

こうした中、豚コレラ未発生の都道府県では、農林水産省の指示により、現在も死亡した野生イノシシに対する豚コレラの感染確認検査の実施が求められており、本県においては、別添による対応をお願いしているところです。

今般、その対応手順を改めて確認していただくため、通知しますので、対応にあたっては御留意願います。

なお、別添の【連絡体制】のとおり、市町からは家畜保健衛生所かつ生産者支援課へ連絡していただくこととしていますので、申し添えます。

おって、一般社団法人佐賀県猟友会会長及び鳥獣保護管理員へは別途通知しています。

担 当：生産者支援課

鳥獣対策担当 北川

TEL：0952-25-7113

FAX：0952-25-7271

生産支第2618号
平成31年(2019年)2月15日

一般社団法人佐賀県猟友会会長 様

佐賀県農林水産部生産者支援課長
(公 印 省 略)

豚コレラ発生に伴う死亡野生イノシシへの対応手順の確認について (通知)

本県の鳥獣行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、岐阜県をはじめとする5府県において豚コレラの発生が確認され、岐阜県及び愛知県では野生イノシシにおいても感染が確認されているところです。

こうした中、豚コレラ未発生の都道府県では、農林水産省の指示により、現在も死亡した野生イノシシに対する豚コレラの感染確認検査の実施が求められており、本県においては、別添による対応をお願いしているところです。

今般、その対応手順を改めて御確認いただくため、通知しますので、御了知いただくとともに、貴会員への周知をよろしくお願ひします。

なお、別添の【検査の進め方】のとおり、当県では、家畜保健衛生所職員が死亡野生イノシシの死亡現場で採材することを基本としていますので、念のため、申し添えます。

担 当：生産者支援課

鳥獣対策担当 北川

TEL：0952-25-7113

FAX：0952-25-7271

生産支第2618号
平成31年(2019年)2月15日

各鳥獣保護管理員 様

佐賀県農林水産部生産者支援課長
(公 印 省 略)

豚コレラ発生に伴う死亡野生イノシシへの対応手順の確認について (通知)

本県の鳥獣行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、岐阜県をはじめとする5府県において豚コレラの発生が確認され、岐阜県及び愛知県では野生イノシシにおいても感染が確認されているところです。

こうした中、豚コレラ未発生の都道府県では、農林水産省の指示により、現在も死亡した野生イノシシに対する豚コレラの感染確認検査の実施が求められており、本県においては、別添による対応をお願いしているところです。

今般、その対応手順を改めて確認していただくため、通知しますので、御了知の上、日々の活動において、対応に御留意いただくようお願いします。

なお、別添の【検査の進め方】のとおり、当県では、家畜保健衛生所職員が死亡野生イノシシの死亡現場で採材することを基本としていますので、念のため、申し添えます。

担 当：生産者支援課

鳥獣対策担当 北川

TEL：0952-25-7113

FAX：0952-25-7271

生産支第2172号
平成30年12月14日

各市町鳥獣行政担当課長 様

佐賀県農林水産部生産者支援課長
(公 印 省 略)

いのしし飼養に係る飼養状況報告について（通知）

このことについて、別添写しのとおり一般社団法人佐賀県猟友会会長あてに通知しましたので、御了知ください。

担 当：生産者支援課 鳥獣対策担当 北川 TEL：0952-25-7113 FAX：0952-25-7271

生産支第2172号
平成30年(2018年)12月14日

一般社団法人佐賀県猟友会会長 様

佐賀県農林水産部生産者支援課長
(公 印 省 略)

いのしし飼養に係る飼養状況報告について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり、畜産課長から依頼がありました。
つきましては、いのししの飼養状況報告について、貴会会員へ周知していただくようお願いいたします。

なお、鹿やきじを飼養する場合も同様の報告が義務付けられていますので、併せて、ご留意願います。

担 当：生産者支援課 鳥獣対策担当 北川 TEL：0952-25-7113 FAX：0952-25-7271

畜 第 2 2 6 6 号

平成30年12月13日

生産者支援課長 様

畜産課長

いのしし飼養に係る飼養状況報告について（依頼）

平成23年4月に家畜伝染病予防法の一部が改正され、平成23年10月以降、家畜（いのししを含む）の所有者は、毎年、飼養している家畜の頭羽数等について、飼養している所在地を管轄する都道府県知事へ報告することが義務付けられました。しかし、いのしし等の所有者に対しては周知が不十分な状況にあります。

つきましては、県内の猟友会員に対する下記事項の周知及び情報提供について、御協力いただきますようお願いいたします。

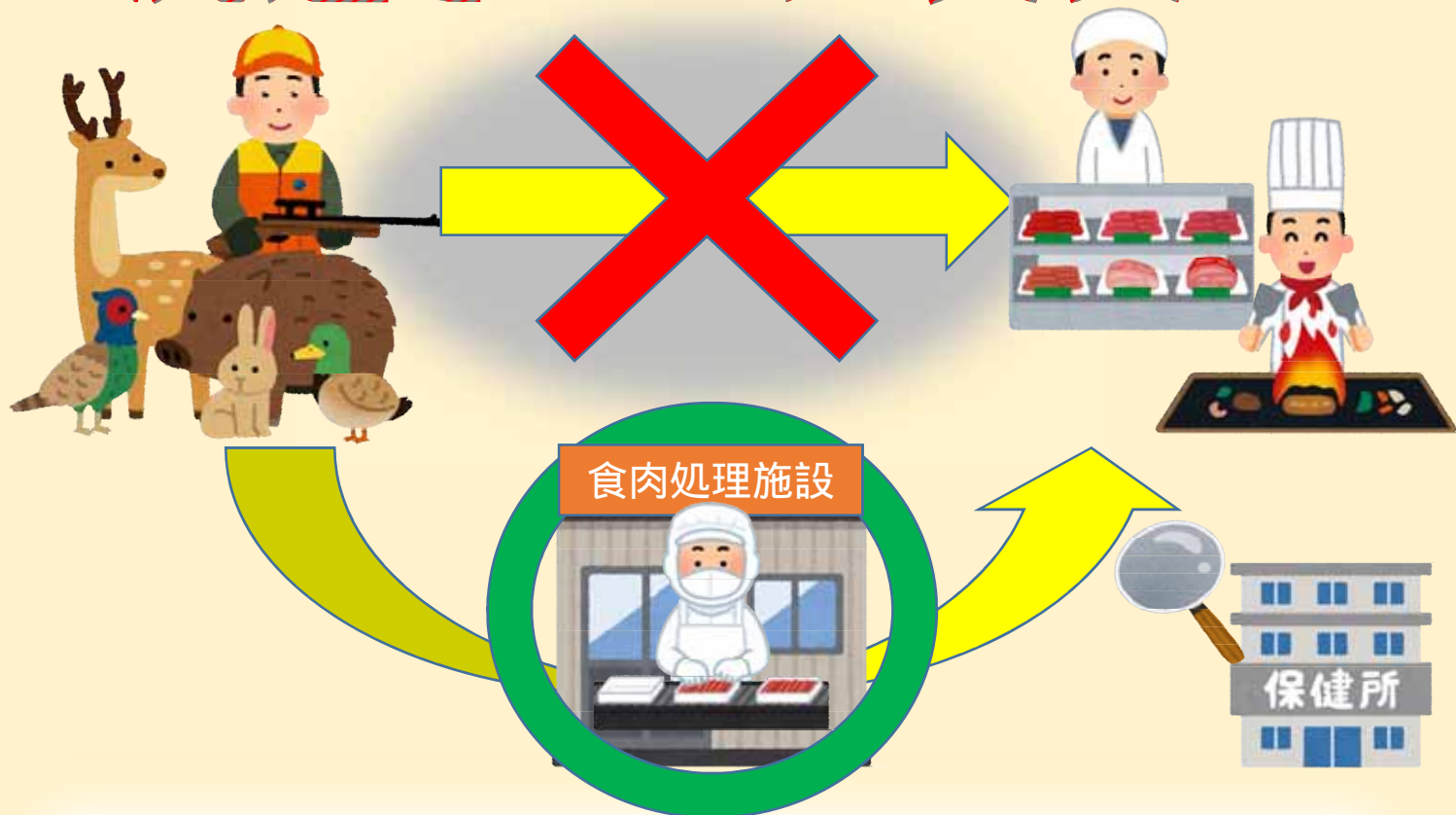
記

- ①いのししを飼養※している場合、毎年、飼養状況（飼養場所及び飼養頭数）を4月15日までに管轄家畜保健衛生所へ報告しなければならないこと。また、飼養頭数が6頭以上の場合、さらなる状況報告が必要となること。
- ②飼養されているいのししは、家畜伝染病予防法の規定に基づく防疫措置の対象となり、豚コレラ等が発生した場合には殺処分となること。

※飼養には、野生いのししを捕獲後、食用のため一時的に飼養する場合及び猟犬の訓練のため一時的に飼養する場合であっても、1日以上飼養を反復（年に2回以上）して繰り返す場合を含む。

（畜産課 衛生担当）

そのジビエ… 流通させて大丈夫？



飲食店や販売店などでジビエ(野生鳥獣の肉)を調理・販売する場合、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設において解体などが行われた肉を仕入れなければなりません。

施設の営業許可を受けるには、条例等で定める施設基準を満たし、都道府県知事等に申請する必要があります。
詳しくは管轄の自治体の保健所にお問い合わせください。

厚生労働省では、野生鳥獣の解体や調理時に守るべき衛生管理の方法等を示したガイドライン等を作成しており、これらに従って衛生的に行う必要があります。

自治体が独自にガイドラインやマニュアルを作成している場合もあります。
ジビエを食べる際には、十分加熱して食べるようにしましょう。

全国の保健所では、夏期及び年末に、飲食店などに対し、不法に流通したジビエ肉の取締りを行っています。

農林水産省では、ジビエの利活用に向けた施設整備等への支援やマニュアルを作成しています。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

代表:03-5253-1111(内線2476)

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

代表:03-3502-8111(内線5502)



厚生労働省



農林水産省

平成 30 年度 有害鳥獣の捕獲後の処理に関する現地研修会 開催要領

1 目的

県内では、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲後の処理について、その多くが埋却されている状況にありますが、捕獲従事者の中からは、高齢化が進み、埋却への労力負担感が増していることから、その軽減を求める声が高まっています。

こうした中、県内外の市町の中には、それぞれの地域の実情に応じて、埋却によらない処理で対応するところが出てきています。

このため、捕獲後の処理に悩む地域における対応方策の検討の一助となるよう、取組事例をケーススタディとした現地研修会を開催します。

2 研修実施に当たって注意事項

本研修は、午前の部（捕獲個体をジビエとして有効利用するケース）と午後の部（捕獲個体を県外の焼却施設で処理するケース）に分けて実施します。

参加は、「午前のみ」、「午後のみ」、「午前、午後の両方」のいずれでも構いません。

なお、午前の会場には戻ってきませんので、会場間の移動は、各自で確保願います。また、昼食は移動中に各自での済ませてください。

3 研修日程及び内容

< 午前の部 >

「捕獲個体をジビエとして有効利用するケース」

(1) 日時 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 10:00 ~ 11:30

(2) 場所 吉野ヶ里町脊振山系鳥獣加工処理センター

(吉野ヶ里町松隈 10-2 TEL0952-37-5518)

(3) 研修内容

現地研修「神崎市・吉野ヶ里町における捕獲後の処理状況について」

吉野ヶ里町役場の職員から同センターの案内（外観）をしていただきながら、以下を説明。その後、質疑応答。

ア 施設整備に至った経緯

イ センターでの処理状況

ウ センター運営体制

エ 施設の整備及び運営への費用負担

オ ジビエの対象とならなかったものの取扱い

カ 施設整備により、鳥獣被害防止対策上、良くなった点や、さらに改善を要すると考えている点など

その他

生産者支援課から平成 31 年度の事業予算に関する説明。

< 午後の部 >

「捕獲個体を県外の焼却施設で処理するケース」

(1) 日時 平成 31 年 3 月 12 日 (火) 14:00 ~ 16:00

(2) 場所 有田町生涯学習センター北館 3 階視聴覚室

(有田町丙 1002 番地 2)

屋内研修後、有田リサイクルプラザ (一時保管庫) へ移動

(3) 研修内容

屋内研修

【その 1】

「有田町における捕獲後の処理状況について」

有田町では、捕獲個体については県外で焼却処理されており、その対応方法等について町の担当者から紹介をしていただきながら、以下を説明。

ア 焼却による処理に至った経緯

イ 焼却処理の状況

ウ 焼却処理に要する費用負担 (有田町にあっては施設整備費)

エ 埋却によらない方法を選択したことにより、鳥獣被害防止対策上、良くなった点や、さらに改善を要すると考えている点など

【その 2】

「長崎県西海市における捕獲後の処理状況について」

西海市では、捕獲後の処理費用に国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しており、その対応方法等について、杵藤農林事務所農政課担当職員から報告。

【その他】

生産者支援課から平成 31 年度の事業予算に関する説明。

午前の部と同じ内容

現地研修

有田リサイクルプラザへ移動し、捕獲イノシシの一時保管施設を見学。

4 参集範囲

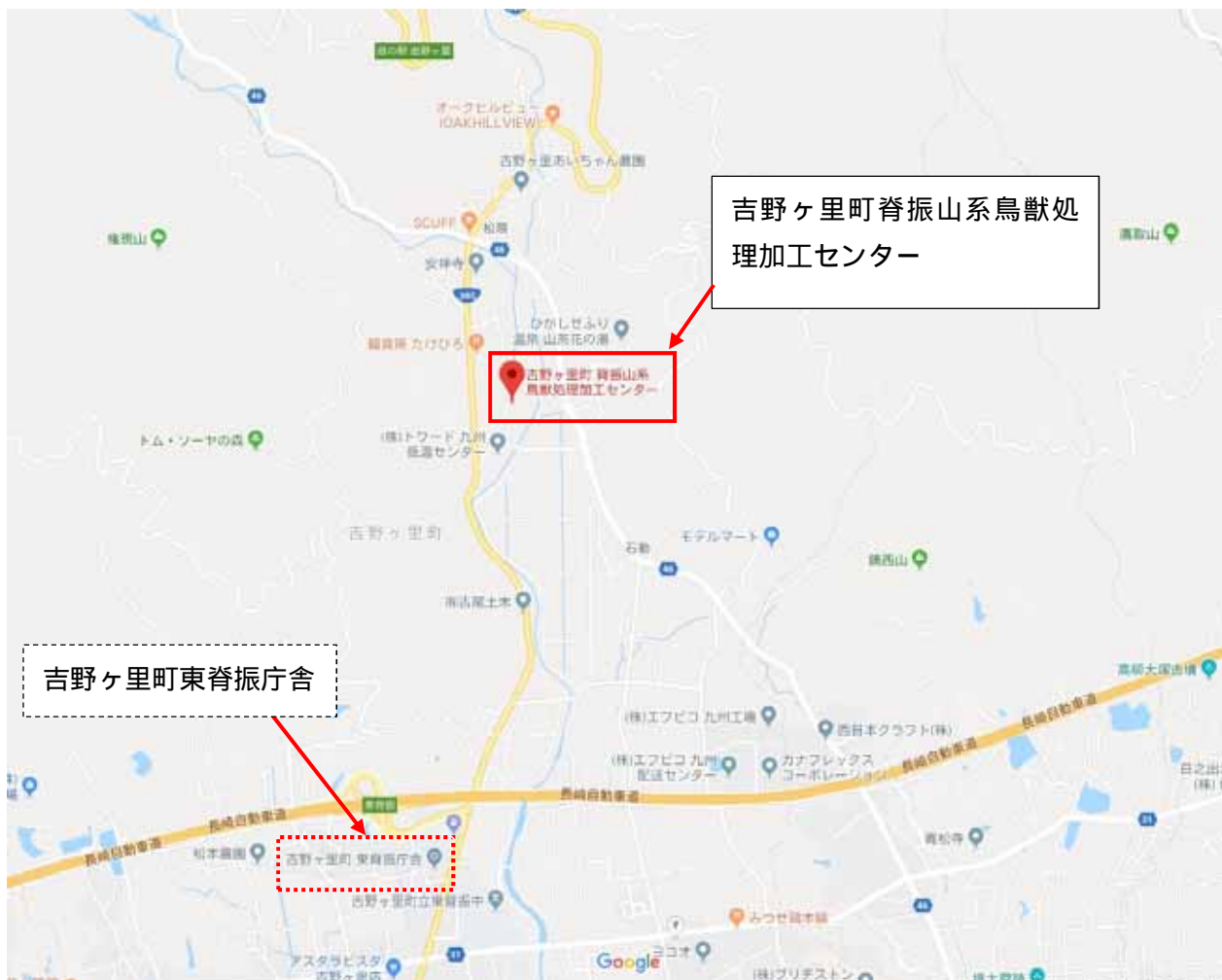
市町、農林事務所 (農政課・農業改良普及センター)、農業技術防除センター、生産者支援課の鳥獣対策関係者

(以 上)

【会場位置図】

< 午前の部 > 「捕獲個体をジビエとして有効利用するケース」

場所：吉野ヶ里町脊振山系鳥獣加工処理センター



< 午後の部 > 「捕獲個体を県外の焼却施設で処理するケース」

場所：有田町生涯学習センター会議室 有田リサイクルプラザ

